

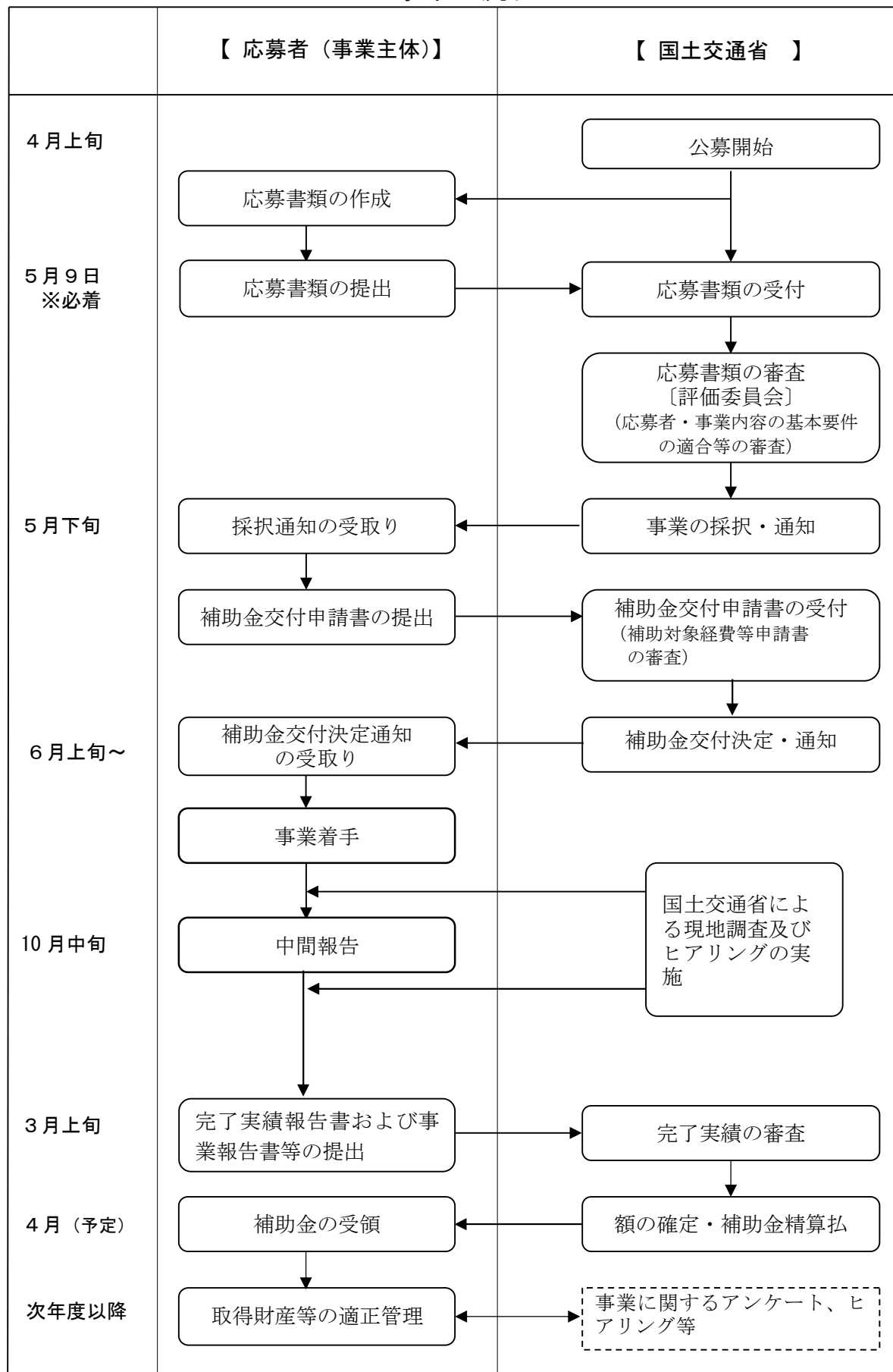
平成 28 年度

先駆的空き家対策モデル事業  
募 集 要 領

平成 28 年 4 月

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室

## 事業の流れ



# 先駆的空き家対策モデル事業募集要領

## 1. 事業の趣旨

空き家対策については、先駆的な地方公共団体による自主条例に基づく取組実績が一定程度は存在しているものの、平成 27 年 5 月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」という）の施行に関する具体的事務を市町村が進める際に、参考となり得る類似事例は必ずしも十分に存在しない場合が少なくありません。

このため、空き家対策に関する市区町村の取組を促進するとともに、全国の空き家対策を一層促進するため、市区町村等にノウハウの蓄積が十分ではない事務や官民が協力して取組む事業等について、先駆的に実施される取組を支援し、その成果の全国への展開を図るものです。

## 2. 事業の概要

### (1) 事業内容

空き家対策に関し、民間事業者、法務や不動産の専門家、市区町村等が連携して、①関連法令・事例等の整理、取組みスキームや運用方針等の作成を行い、②これを実際の空き家に適用して実施する先駆的な取組について、国がその実施に要する費用の一部を補助するものです。事業の成果は公表し、全国の市区町村等への展開等を図ります。

#### 【事業の取組例】

##### ○空き家対策の対象に関する事項

- ・「空家等」や「特定空家等」(空家法第 2 条)に該当するか否かについての定量的な判断基準又は簡易な判断基準

##### ○空家等の調査に関する事項

- ・ICT を活用するなど効率的な空き家の状態等の把握方法
- ・立入調査を実施する際の物理的な障害についての対応方法
- ・所有者特定のための情報の収集手順(電気・ガス会社との協力体制等)
- ・空き家の所有者や状態などの調査結果を、データベースにリアルタイムで反映する効率的な方法

##### ○空家等の活用・管理に関する事項

- ・遠隔地に居住する所有者等の適正管理等を促す仕組・体制
- ・除却後の跡地を行政でなく民間や地域で効率的に管理する方法
- ・空家等が活用可能か否かについて定量的な判断基準又は簡易な判断基準
- ・財産管理人制度の活用による空家等の管理等についての運用基準

##### ○特定空家等の措置に関する事項

- ・指導・助言、勧告、命令等の運用基準

- ・代執行で建物を除却する際の内部動産(家財道具、仏壇等)の適正且つ効率的な処分・管理基準
- ・「過失なく確知できない」(空家法第14条10項)と判断する基準

※上記のものはあくまで例示です。また、複数の事業に取り組むことを妨げません。

## (2) 対象地域

対象地域は問いません(事業の対象区域を明らかにしてください)。

## (4) 事業実施期間

本事業の実施期間は、以下のとおり予定しています。

- ・補助金交付決定通知の交付日(平成28年6月下旬目途)から平成29年3月3日(金)まで

## (5) 補助事業者

補助事業者は、2(1)に取り組む

- ・地方公共団体
- ・民間事業者
- ・専門家等により構成される団体等

が対象となります。

なお、本事業における代表者及び事業実施責任者を明確にし、かつ、経理担当者を設置し、会計帳簿、監査体制を備えるなど、事業実施に係る責任体制を整備する必要があります。

## (6) その他

- ①応募する事業については、市区町村と民間事業者及び専門家等と連携して検討・実施をし、連携先の団体を応募様式に記載してください。
- ②作成した運用方針等の成果物についてはHP等に公開し、広く一般に無償で提供してください。(個人情報に係る事項は伏せて提供してください。)
- ③補助事業により直接に、特定の会社の営利を助長し、あるいはその経営を強化するものは対象となりません。

## 3. 補助金の額及び対象経費等

### (1) 補助金の額

本事業に係る補助金の額は、2(1)に掲げる経費の合計額以内の額とします。

なお、補助金の額については、予算枠等を踏まえ、応募申請額に対して調整の上、決定させていただくことがあります。なお、平成28年度の本事業全体の予算は1.2億円です。

### (2) 計上できる経費

対象経費として計上できる経費項目は以下のとおりです。なお、各経費の詳細は、「住宅局所管事業の附帯事務費等の使途基準について」(平成7年11月20日付建

設省住総発第172号住宅局長通達)の定めによります。

①給料 ※ 地方公共団体の場合は対象外。

専ら本事業の執行のために直接必要となる補助事業者の構成員(個人)又は構成員に所属する者(構成企業等に属する個人)の給与。(実施担当者・事務局員の人件費)

②賃金 ※ 地方公共団体の場合は対象外。

専ら本事業の執行に直接必要な補助員等の賃金(アルバイト等の人件費)。(ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。)

③報奨金

事業の実施のために直接必要な外部講師等への謝礼金等。

④旅費

会議出席のために必要な普通旅費等(補助事業に関わる補助員等に対するものを含む。)。対象地域内の空家等の現地確認や現況調査等に要する交通費。ただし、対象地域外の空家等の現況調査等に要する交通費は除きます。

⑤需用費

事業の実施のために直接必要な文具費、消耗器材等消耗品費、自動車等の燃料費、設計書、図書、報告書、帳簿等の印刷・製本代等印刷製本費、電気・水道・ガス等の使用料及び同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具。

注)上記のうち、文房具、図書等、事業期間後も残存する物は2万円未満のものに限ります。

⑥役務費

事業の実施のために直接必要な郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費、物品保管料、登記手数料、物品取扱手数料。

⑦委託費

事業の実施のために直接必要な調査・診断・設計等の委託料(補助事業の主たる部分を除きます。)

⑧使用料及び賃借料

事業の実施のために直接必要な自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃貸料。

(注)補助事業者が支出した財産管理人制度の予納金から充てられる経費のうち、補助事業完了時に①～⑧の費用としてかかったものとして明らかにできるものについて補助対象の経費として計上できます。詳しくは、事業実施の際に調整させていただきます。

### (3) 計上できない経費

本補助金では、次のような経費は計上することはできませんので、ご注意ください。

①建物等施設の建設費及び不動産取得費

事業を実施する際に必要なものであっても、建物等施設の建設費、施設の改修費用・除却費用や跡地の舗装等の費用及び不動産取得費を計上することはできません。

- ② 事業の補助員等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当）  
ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請できます。
- ③耐用年数が1年を越えるような備品等の購入費  
耐用年数が1年を越えるような備品等については借上等にて対応してください。  
なお、耐用年数が1年を越えるような備品等を購入した場合、補助の対象とならないのでご注意ください。
- ④事業の執行上特に必要でない会議費  
懇親会等事業の執行上特に必要でない会合等の飲料、食費等
- ⑤国内外を問わず、シンポジウム、セミナー等応募者の活動によらない単なる会合等への出席のための交通費、宿泊費、参加費
- ⑥事業中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑦その他、当該事業の実施に関連性のない経費

#### **(4) 補助の条件**

- ①当該補助事業によって得られた成果を国土交通省が自らの判断により一般に公開することを妨げないことを補助金の交付を受けることができる条件とします。
- ②この募集要領の定めによる外、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。
  - i 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
  - ii 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
  - iii 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
  - iv 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付建設省会発第74号建設事務次官通達）
  - v 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付建設省住発第120号住宅局長通達）
  - vi 住宅局所管事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付建設省住総発第172号住宅局長通達）
  - vii 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成7年11月20日付建設省会発第641号建設事務次官通達）
  - viii 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成17年9月1日付国住総第37号住宅局長通知）
  - ix 住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付国住生第4号住宅局長通知）
  - x その他関連通知等に定めるもの

#### **4. 審査方法等**

## (1) 審査方法等

応募事業については、応募書類について、応募の要件を満たしているものの内容について書面審査を行い、予算の範囲内で採択事業を決定します。(10～20件程度の採択を想定します。)

## (2) 審査基準

以下の視点により総合的に審査します。

### ①事業目的への寄与度

空き家対策に関する先駆的な事務等について、事業目的のための取組内容や方法など、事業計画の適切性について、事業目的への寄与度の観点から審査します。

### ②事業の実現可能性・熟度

提案された取組に関する事業計画の実現の可能性、資金等に係る計画、スケジュールの具体性等の観点から、事業の実現可能性・熟度について、審査します。

### ③事業の効率性

事業の実施にあたって、費用対効果が最大限発揮される観点から、組織体制や運営方法、計画の効率性について審査します。

### ④事業の発展性

応募事業の成果を公表・展開することで、他地域における同様の事例の課題解決につながるかといった事業の発展性について審査します。

## (3) 審査結果

審査結果は、応募者に対して通知します。また、採択した事業については団体名や事業概要について公表します。

## (4) 事業の採択後の手続き

応募事業が採択されたときは、個別に活動内容や補助額等について調整させていただきます。その際、必要に応じて資金計画や事業内容に関する資料を提出していただくことがあります。

また、選定結果の通知の際に交付申請の手続き等についてお知らせします。補助金の交付を受けるためには交付申請等の手続きを行う必要があります。なお、交付申請がなされないと選定された事業であっても補助金が交付されないのでご注意ください。

## 5. 補助金の交付の条件等

補助事業者は、次の条件を守らなければなりません。

### (1) 計画変更の承認等

補助事業者は、やむを得ない事情により、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の承認を得なければなりません。

- ・ 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ・ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- ・ 事業主体は、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場

合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省に報告してその指示を受けなければなりません。

## **(2) 状況・実績の報告等**

### **① 現地視察等**

事業の進捗・交付補助金の執行状況を調査・確認するため、国土交通省が実施する現地視察、中間報告等に協力していただきます。

### **② 完了実績の報告**

補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止を含む。）したときは、補助事業の完了の日から起算して一箇月を経過した日又は平成29年3月3日（金）のいずれか早い日までに、完了実績報告書を国土交通省に提出しなければなりません。

補助事業者は、完了実績報告書を国土交通省に提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

### **③ 事業報告**

事業報告書を作成して事業完了日までに提出していただきます。

事業報告書には、事業の効果及び目的（成果指標を含む）の達成状況に関する事後評価を行い、当該事後評価結果を記載していただきます。また、併せて空家法に関する事務等について作成した、運用方針等の写しについても提出していただきます。なお、国土交通省は提出された事業報告書等を自由に公開できるものとしします。

## **(3) 刊行等**

補助事業者は、補助事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合に、補助金による成果である旨を明記することができます。

## **(4) 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還**

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書を速やかに国土交通省に提出しなければなりません。

国土交通省は、この提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

## **(5) 経理書類の保管**

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入又は支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければなりません。

## **(6) 知的財産権の帰属等**



調査により生じた知的財産権は、補助事業者に帰属します。ただし、作成した運用方針等についてはHP等に公開し、広く一般に無償で提供してください。

### **(7) 取得財産の管理**

補助事業により取得した財産の所有権は補助事業者に帰属します。ただし、当該補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

### **(8) 事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力**

補助事業者には、事業終了後、当該事業及びその後の状況に関する調査・評価等のため、アンケートやヒアリング等へ協力していただきます。

## **6. 応募手続き**

### **(1) 応募書類**

#### **① 応募様式**

提案をしようとする者は、公募期間中に応募様式に従って、必要部数3部（正本1部・副本2部）とその電子データ（CDに保存したもの）を揃えて提出して下さい。

- ② 団体の定款や規約等、団体の目的、活動・事業の種類、会計に関する事項が記載されているもの（民間事業者等が応募主体となる場合）
- ③ 今年度の事業計画書及び収支予算書、またはそれらの案（民間事業者等が応募主体となる場合）
- ④ 会員等名簿など事業に取り組む構成員がわかる書類

### **(2) 応募書類の提出方法**

#### **① 提出期限**

平成28年5月9日（月）必着

#### **② 提出方法**

郵送とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みをしてください。郵送時は、必ず宛先に「先駆的空き家対策モデル事業担当」及び「応募書類在中」と記載してください。

### **(3) 応募書類作成の留意事項**

- ① 応募書類の枚数は、原則として、1様式につき1枚とすること。また、必要に応じて図表等を活用し、具体的かつ簡潔に記載すること。
- ② 応募書類はすべてA4版とすること。
- ③ 文字サイズは9ポイント以上とすること。
- ④ 応募書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法

によること。

⑤活字体（手書きは不可）にて作成すること。

⑥電子データについては、印刷時に規定の枚数内になるようにしておくこと。

## 7. その他の留意事項

- ①同一の内容で国または地方公共団体から他の補助金等を受けている事業の応募は認めません。
- ②同一の応募者が同一の提案内容を重複して応募することはできません。
- ③応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とします。
- ④応募書類に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書類を無効とします。
- ⑤提出書類について、この募集要領及び応募様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。
- ⑥提出された応募書類は原則返却しませんので、その旨予めご了承ください。
- ⑦採択した応募書類の内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ⑧応募書類の提出後において、原則として応募書類に記載されたいかなる内容の変更も認めません。
- ⑨この募集要領および応募様式に示された事項を遵守しない場合は、採択の取消しや補助金の返還を求めることがあります。
- ⑩手続きの詳細については、今後変更がある場合があります。

## 8. 問い合わせ・応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室

先駆的空き家対策モデル事業担当 細萱、中本

電話番号：03-5253-8111（内線39394）

FAX：03-5253-1628

メールアドレス：jyutaku\_seibi@mlit.go.jp

受付時間：9：30～18：15（土日曜、休祝日除く）

問い合わせについては、基本的にはFAXまたは電子メールでお願いします。